

【別紙】 実証実験計画書

1. 実施概要

水中ドローンによる人工岩礁の設置試験及び人工岩礁の耐久評価

2. 作業期間

① 日時： 2024年2月14日（水）～2024年8月27日（火）

場所：富士山羽衣マリーナ株式会社様管理区域内

3. 利用者

- ・ 代表者

住 所：静岡県浜松市浜北区横須賀351-4カプージュ2の101号室

責任者：園部宏和

電話番号：090-1229-3064

- ・ 会社名

住 所：

担当者：

- ・ 会社名

住 所：

担当者：

4. 利用方法

① 利用エリア（図1参照）

② 使用機材（図2参照）

③ 利用規約

④ **【利用にあたっての注意事項】**

図1. 利用エリア

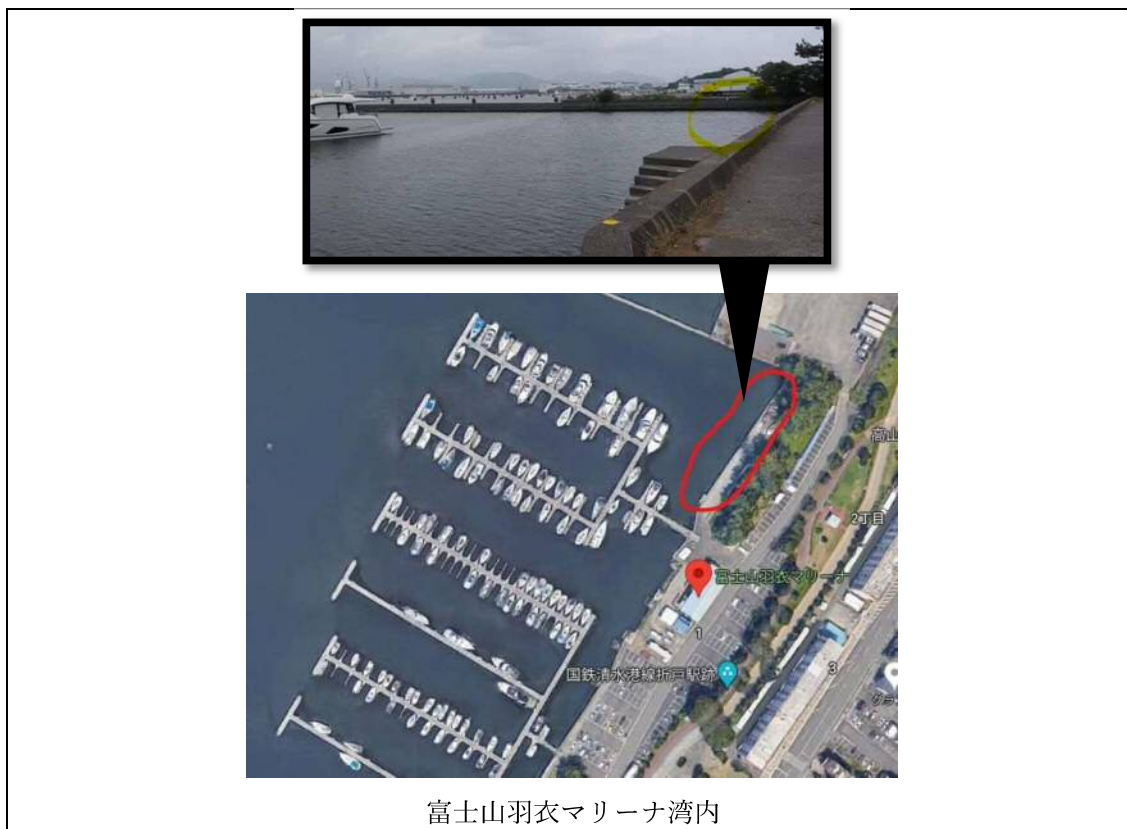
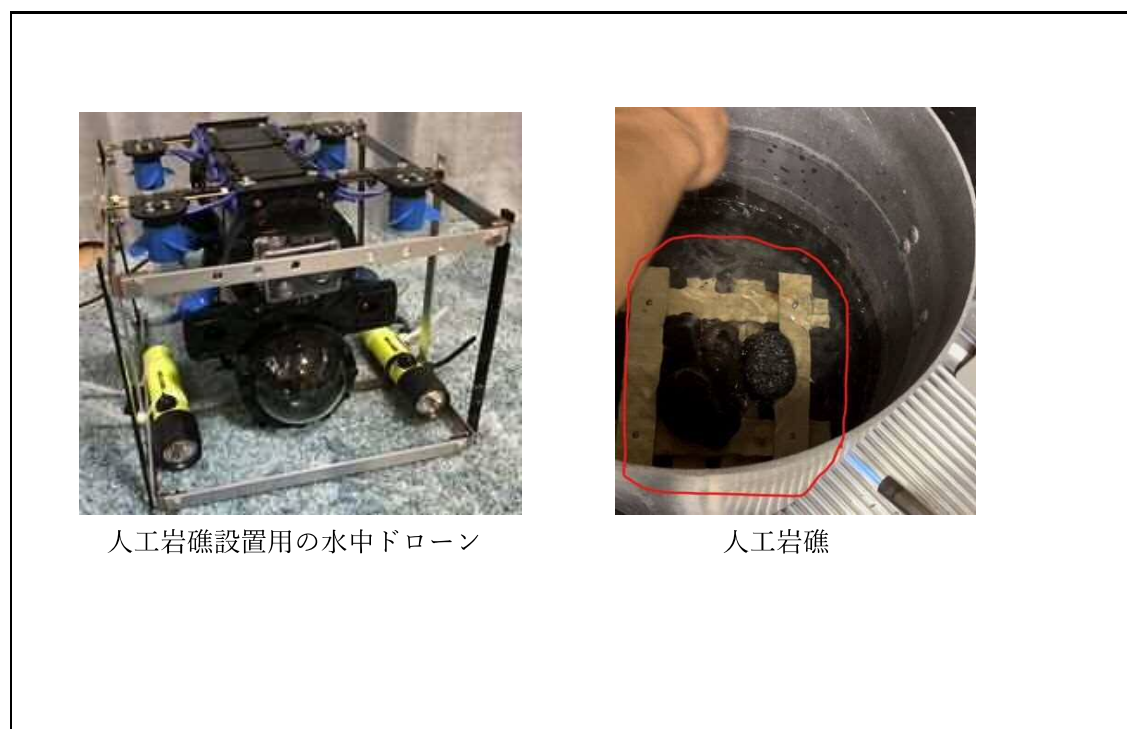


図2. 利用機材



利用規約

(作業標準)

1. 本作業の利用責任者（利用申請者）は、十分な安全管理のもとで監督／作業を行う。
2. 作業現場には届出書を携帯し、安全対策の記載内容を予め周知する。
3. 夜間作業はしない。
4. 作業前に機材の点検をする。
5. 万一作業道具が流出した際には、その機材の発見回収に努める。
6. 作業従事者および現場に同席するものは、救命胴衣及びヘルメットを着用する。
7. 作業中止基準
 - 1) 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には作業を中止する。
一般作業の場合
風速 毎秒 10.0m 以上
波高 2.0m 以上
視界 1.0km 以下
潮流 1.0 ノット以上
 - 2) 現場責任者が危険と判断した場合。
 - 3) 作業員に負傷者が出た場合。
 - 4) 使用機械類の故障が発生した場合。
 - 5) 緊急事態発生および南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表された場合
 - 6) 津波注意報が発令された場合。
※上記以外であっても状況に応じ中止する
8. 事故等が発生した場合、速やかに対処する。
9. 実験終了後は利用エリアの片づけ及び原状回復を行い、作業を終了する。

(利用者の責任／負担について)

10. 利用時に起きた事故については、利用者が責任を負うこととする。
11. 利用者は、フィールド施設等に損害を与えた場合、損害額に相当する金額を損害賠償としてしはらわなければならない。
12. 作業が終了しても、現状回復がなされなかった場合、フィールド管理者によりこれを行うことができ、その費用負担は利用者がおこなうものとする。

【利用にあたっての注意事項】

(富士山羽衣マリーナを利用する場合)

1. 会員艇から 10m は離れた状態を確保すること。会員艇に損害を与えた場合、「利用規約」11 項に従うものとする。
2. 基本的に作業日、時間については、月・火・金曜日の 9:00~17:00 (片付け終了まで) とする。また、その日の作業終了時 (片付け含む) には必ず終了した旨を富士山羽衣マリーナ事務所に報告すること。